

主な内容

- 松戸市駐輪場マップ 2・3
- 困ります! 自転車置きざり 知らんぷり 4

発行/松戸市 編集/交通政策課

〒271-0072 松戸市竹ヶ花136の2
☎047-366-7439 FAX 047-704-4590
✉mckoutsu@city.matsudo.chiba.jp
URL https://www.city.matsudo.chiba.jp/



2019
(平成31)
年度

有料駐輪場の定期利用者を募集します

申し込み期間 1月20日(日)~2月9日(土)



現在定期利用している人・待機している人も、3月末日で利用(待機)期間が満了となるため、新たに申請が必要です。

平成31年度からの変更点

- 当初募集より、一部の駐輪場にて、総排気量50cc超125cc以下の普通自動二輪車の申請を受け付けます。
- 松飛台駅付近を放置禁止区域に指定しました(2・3面の松戸市駐輪場マップをご覧ください)。

申請できる人 (1人1駅につき1申請できます)

- 防犯登録を受けた自転車を所有している人
- 総排気量50cc以下の原動機付自転車を所有している人
- 総排気量50cc超125cc以下の普通自動二輪車(以下「対象普通自動二輪車」とします)を所有している人
- ※青色ナンバーのバイク(ミニカー)は、市営駐輪場の使用ができません。
- ※市外在住の人も申し込みできます。

当初募集

【申し込み要領】

- ◆駐輪場の所在地
2・3面の松戸市駐輪場マップをご覧ください。
- ◆駐輪場使用料
定期使用料は、下表のとおりです。
- ◆駐輪場利用時間
一部の地下式駐輪場を除き、24時間利用できます。
- ◆管理時間
有人管理は7時~19時30分です。(年末年始を除く)
- ◆申請書・パンフレットの配布方法
各駐輪場の管理棟で配布します。
- ◆申し込み方法
必ずパンフレットをご一読いただき、次のいずれかの方法により申し込んでください。
○指定駐輪場(2・3面の★印)に備え付けの回収ボックスに投函(申請書回収ボックス設置時間:7時~19時30分)
○松戸市交通政策課へ郵送(2月9日(土)消印有効)
○インターネット申請(当初募集のみ可能。詳細は市ホームページをご覧ください)。



【申し込み後の流れ】

- ◆公開抽選(2月21日(木))
申請者数が駐輪場の定数を超えた場合や駐車位置については、2月21日(木)に松戸市役所竹ヶ花別館(松戸市竹ヶ花136の2クミアイ第2ビル1階会議室)にて公開抽選を行います。見学は事前予約不要です。
- ◆結果の通知(3月1日(金)または3月8日(金))
【抽選に漏れた人】3月1日(金)に待機順位を記載した「結果通知ハガキ」を郵送します。
【利用決定者】3月8日(金)に「結果通知書」と「定期使用カード」を郵送します。
- ◆使用料の納付(3月20日(水)~3月31日(日))
上記期間内に、指定駐輪場(2・3面の★印)の定期使用券売機に定期使用カードを通して、定期使用シールを購入してください。なお、定期使用券売機の稼働時間は毎日7時~19時30分(年末年始を除く)です。
※期間内に定期使用シールを購入しなかった場合は、駐輪場の利用資格を失いますので、ご注意ください。
- ◆利用開始(4月1日(月)以降)

随時募集

【4月1日(月)利用開始分の申請期間は3月15日(金)~3月20日(水)まで】

指定駐輪場(2・3面の★印)の管理棟にて、4月1日(月)利用開始分の申請を先着順で受け付けます。
希望する駐輪場の空きの有無にかかわらず受け付け、許可または待機の結果通知書を郵送します(駐輪場に空きが無い場合は待機者となります)。

●駐輪場に空きがある場合

- ①使用許可の結果通知書が届いたら、指定駐輪場(2・3面の★印)へ。
- ②管理棟にて定期使用カードを受け取ってください。
- ③同管理棟の定期使用券売機で定期使用シールを購入してください。

※4月1日(月)利用開始分で利用決定となった場合は、4月10日(水)までに、定期使用シールを購入してください。

●駐輪場に空きがない場合

- ①待機順位が記載された結果通知書を郵送します。
 - ②その後空きが生じ、待機順位が繰り上がり、使用可能となった場合は、改めて使用許可の結果通知書にてお知らせします。
- ※待機中に他の駐輪場に再度申請することもできますが、その場合、待機は取り消されます(後に申請した内容が有効となります)。

【5月1日(水)利用開始分以降の申請は3月21日(祝)以降に受付】

3月21日(祝)以降は、指定駐輪場(2・3面の★印)の管理棟にて、随時(毎日)申請を先着順で受け付けます。申請書受付時期・結果通知書の郵送時期・使用料納付期限・使用許可年月日は、下表のとおりです。

※月初から使用開始を希望する場合は、前月の20日までに申請してください。
※()内は、スケジュールの参考例です。

申請書受付時期	結果通知書の郵送時期	使用料納付期限	使用許可年月日
毎月11日から20日まで (6月11日から20日)	当月下旬まで(6月下旬まで)	当月末(6月末)	翌月1日(7月1日)
毎月21日から翌月10日まで (6月21日から7月10日)	翌月中旬まで(7月中旬まで)	翌月末(7月末)	翌々月1日(8月1日)

※結果通知書が届いた後の流れは、4月1日(月)利用開始分と同様です。
※5月1日(水)利用開始分以降は、利用する月の前月末までに、定期使用シールを購入して使用料を納付してください。

一時使用

「一時使用コーナー」を設けた駐輪場もあります(2・3面に記載)。定期使用の待機中や、買い物、お出掛け等の際にご利用ください。

◆一時使用取り扱い時間

毎日7時~19時30分(年末年始を除く)です。なお、事前に回数券を購入することで一時使用取り扱い時間外にもご利用いただけます。

◆注意事項

- 一時使用は、1日1回当日限りです。
- 延長して駐輪する場合は、必ず駐輪場の管理棟にご連絡ください。連絡がない場合は、保管所へ移送し、返還の際に移送保管料を支払う必要があります。
- 満車の場合は、安全のため利用をお断りすることがあります。
- 回数券を購入した場合でも、優先的に駐輪できるものではありませんので、ご了承ください。

駐輪場使用料(税込)

定期使用(月額) ※()の数字は10月1日以降の消費税増税後の金額です。

区分	最寄りの駅から駐輪場までの距離	屋根あり		屋根なし	
		200メートル以内	200メートルを超える	200メートル以内	200メートルを超える
自転車	一般	1,540円 (1,570円)	1,230円 (1,250円)	1,020円 (1,040円)	820円 (830円)
	高校生以下	1,020円 (1,040円)	820円 (830円)	720円 (730円)	510円 (520円)
原動機付自転車(50cc以下) 普通自動二輪車(50cc超125cc以下)		2,260円 (2,300円)	1,850円 (1,880円)	1,740円 (1,780円)	1,440円 (1,460円)

一時使用(1日1回当日限り) ※一時使用は、消費税増税による料金改定はありません。

区分	一時使用(1回)	一時使用(回数券)
自転車	100円	100円券 11枚つづり 1,000円
原動機付自転車(50cc以下) 普通自動二輪車(50cc超125cc以下)	150円	150円券 11枚つづり 1,500円

- 大学生・専門学校生は、割引の対象ではありません。
- 定期使用のバイクは、高校生以下の割引はありません。
- 一時使用は、自転車・バイクともに高校生以下の割引はありません。
- 一時使用で延長して駐輪する場合は、必ず駐輪場の管理棟にご連絡ください。
- 回数券の払い戻しはできません。



松戸市駐輪場マップ

指定駐輪場(定期使用券売機設置)は、駐輪場名欄に★印が付いています

■ 自転車の放置禁止区域 (民) 民間駐輪場

(※)以下4カ所の駐輪場は対象普通自動二輪車の受け入れはできません。

- ・北松戸駅東口第1
- ・北松戸駅東口第2
- ・新松戸駅西口第1
- ・北小金駅北口高架下

矢切駅

マップ番号	駐輪場名	定期使用台数		一時使用台数	
		自転車	原付・普二	自転車	原付・普二
①	矢切駅第1★	265		25	
②	第2	222			
③	第3	120	27	20	3

常盤平駅

マップ番号	駐輪場名	定期使用台数		一時使用台数	
		自転車	原付・普二	自転車	原付・普二
①	常盤平しよぶ公園		無料(申請書不要)※		
②	常盤平駅北口第1	310	35		
③	北口第2	80	60		8
④	北口第3★	790		200	

※平成31年度中に有料の一時使用専用駐輪場に変更予定。

上本郷駅

市営駐輪場はありません。民間駐輪場をご利用ください。

松戸新田駅

マップ番号	駐輪場名	定期使用台数		一時使用台数	
		自転車	原付・普二	自転車	原付・普二
①	松戸新田駅北口第1★	249	10	20	5

北小金駅

マップ番号	駐輪場名	定期使用台数		一時使用台数	
		自転車	原付・普二	自転車	原付・普二
①	北小金駅東口第1★	300	329	335	
②	南口第2		80	50	
③	南口第4		無料(申請書不要)		
④	南口高架下	208			
⑤	北口第1	348			
⑥	北口第2★	430		190	13
⑦	北口第3		無料(申請書不要)		
⑧	北口高架下		88(※)		
⑨	北口参道第1	840			

松戸駅

マップ番号	駐輪場名	定期使用台数		一時使用台数	
		自転車	原付・普二	自転車	原付・普二
①	松戸駅東口★	1,150		131	
②	東口高架下	300	180	30	15
③	東口相模台		一時使用専用(申請書不要)	200	
④	西口公園下★	2,000		141	
⑤	西口高架下	335	75	160	20
⑥	西口第2		60		
⑦	西口第3		一時使用専用(申請書不要)	250	
⑧	西口第4		35	25	
⑨	西口第5		350		
⑩	西口宮前		無料(申請書不要)		
⑪	西口宮田		無料(申請書不要)		

秋山駅

市営駐輪場はありません。民間駐輪場をご利用ください。

五香駅

マップ番号	駐輪場名	定期使用台数		一時使用台数	
		自転車	原付	自転車	原付
①	五香駅東口第2	445	355	95	100
②	東口第3★	816		100	
③	東口第4	352			
④	西口第2	420		92	

みのり台駅

マップ番号	駐輪場名	定期使用台数		一時使用台数	
		自転車	原付・普二	自転車	原付・普二
①	松戸新田駅北口第1★	249	10	20	5

小金城趾駅

市営駐輪場はありません。民間駐輪場をご利用ください。

東松戸駅

市営駐輪場はありません。民間駐輪場をご利用ください。

元山駅

マップ番号	駐輪場名	定期使用台数		一時使用台数	
		自転車	原付・普二	自転車	原付・普二
①	元山駅北口第1臨時		無料(申請書不要)		

八柱駅

マップ番号	駐輪場名	定期使用台数		一時使用台数	
		自転車	原付・普二	自転車	原付・普二
①	八柱駅南口第1★	850	45	120	
②	南口第2		364		
③	北口第1		116		8
④	北口第2★		127	46	11
⑤	北口第3		450	110	

新松戸駅

マップ番号	駐輪場名	定期使用台数		一時使用台数	
		自転車	原付・普二	自転車	原付・普二
①	新松戸駅東口第1	490	30	100	10
②	西口第1	440	50(※)	80	30(※)
③	西口第2		一時使用専用(申請書不要)	100	
④	西口第3		270		
⑤	西口第4		230		
⑥	西口第5		160		
⑦	西口第7★		一時使用専用(申請書不要)	44	
⑧	西口第8		一時使用専用(申請書不要)	370	
⑨	西口高架下第1		570	50	
⑩	西口高架下第2		1,200	50	10
⑪	西口高架下第3		700	10	5
⑫	西口高架下第4		無料(申請書不要)		

北松戸駅

マップ番号	駐輪場名	定期使用台数		一時使用台数	
		自転車	原付	自転車	原付
①	北松戸駅東口第1	205	114(※)		
②	東口第2★	255		90	14(※)
③	西口★	1,755	60	100	19

松飛台駅

マップ番号	駐輪場名	定期使用台数		一時使用台数	
		自転車	原付・普二	自転車	原付・普二
①	松飛台駅前臨時		無料(申請書不要)		
②	(仮称)松飛台駅第2		無料(申請書不要)		

※平成31年度中に、有料の一時使用専用駐輪場を新設予定。

六実駅

マップ番号	駐輪場名	定期使用台数		一時使用台数	
		自転車	原付・普二	自転車	原付・普二
①	六実駅第1	1,021			
②	第2★	392	269	48	14

馬橋駅

マップ番号	駐輪場名	定期使用台数		一時使用台数	
		自転車	原付・普二	自転車	原付・普二
①	馬橋駅東口高架下★	146	454	115	98
②	西口★	420	31	34	11
③	西口高架下	1,120	20	20	
④	西口高架上		無料(申請書不要)		

困ります！自転車置きざり 知らんぷり

お知らせ

- 平成31年4月から、駅周辺道路上の放置自転車の撤去活動を強化します。
- 自転車を駐輪する際は、市営・民営の駐輪場をご利用ください。
- 平成31年4月から、毎週日曜10時～14時も、撤去した自転車の返還を実施します(祝日、年末年始を除く)。詳細は表2をご覧ください。

放置自転車の撤去 Q & A

Q 放置自転車ってなに？

A 放置自転車とは、「道路等公共の場所に置かれている自転車で、その利用者が自転車から離れることによって直ちに移動することができない状態の自転車」と条例で定められています。

したがって、乗り捨てられた自転車や、通勤・通学のために長時間置いてある自転車だけでなく、買い物などのわずかな時間であっても路上に置かれた自転車は放置自転車となります。

Q 邪魔にならない所に短時間置いても撤去されるの？

A 「ちょっとだけ…」と1台置かれると、そこが自転車を置いてよい場所と誤って認識されてしまい、放置自転車が次々と増えてしまいます。最初の1台が邪魔でなくても、増えてしまえば大きな障害物になります。

また、子どもや高齢者、身体が不自由な人が通行する際の危険は、放置された時間の長さに関係なく発生します。特に点字ブロックの周りに自転車があると、目の不自由な人が通行できません。

皆さんが安全に通行するために、短時間の放置であっても撤去対象となります。

Q どうやって撤去するの？

A 市内18の駅周辺道路を自転車の放置禁止区域(2・3面参照)に指定して、撤去活動を行っています。

放置禁止区域には赤色・オレンジ色の看板や路面シールを設置し、自転車駐輪場誘導員を配置して呼び掛けを行っています。

撤去の前には「放置自転車移送通告書」を貼付し、一定の時間が経過した後に撤去します。撤去作業中には放送を流し、撤去していることをお知らせします(私有地内に放置されている自転車は、条例による撤去の対象にはなりません)。

Q チェーン錠等でガードレール等にくり付けてある場合は？

A 放置自転車の撤去活動は、通行の障害や危険をなくすために行っているの、やむを得ず切断する場合があります。

その際に切断したチェーン錠等の弁償は、一切いたしません。

Q 撤去された自転車の返還方法は？

A 各駅周辺で撤去した自転車は、撤去した駅ごとに5カ所の自転車保管所で保管しています(表1)。保管している自転車は、毎週4回の返還日に保管所で返還します(表2)。

また、放置自転車の撤去や保管には、多額の費用(平成29年度で約9千万円)が必要となります。この費用の全てを市民の皆さんの大切な税金によって賄うことはできません。そのため、自転車を放置した利用者自身に、返還の際に移送保管料を負担してもらいます。

自転車に住所・氏名が記載されている場合や、防犯登録番号の確認により所有者が判明した場合は返還通知のハガキを郵送し、それ以外は、告示にて撤去したことをお知らせしています。

撤去した自転車は、撤去した日から2カ月間保管します。

表1 自転車移送先一覧(自転車保管所)

保管所名称	保管所の住所	電話番号	撤去移送した駅
大橋	大橋181の2	392-4433	松戸駅東口・矢切駅・秋山駅 放置禁止区域外
馬橋東	中根39の1	366-0883	松戸駅西口・北松戸駅
旭町	旭町1の105の1	349-4664	馬橋駅・新松戸駅・幸谷駅・北小金駅・小金城趾駅
河原塚	河原塚294	392-7074	上本郷駅・松戸新田駅・みのり台駅・八柱駅・常盤平駅・東松戸駅・松飛台駅
六高台	六高台8の11	389-6020	五香駅・元山駅・六実駅・

※詳細は、表2の返還日時にお問い合わせください。

表2 返還案内

1. 返還日時	火・木曜 16時～20時 土・日曜 10時～14時	〔祝日、年末年始を除く〕
2. 持参するもの	自転車・バイクの鍵、住所・氏名が確認できるもの、移送保管料(自転車3,000円、バイク6,000円)	
3. 保管期間	移送日から2カ月	

⚠ 自転車は防犯登録を
してください

⚠ 自転車が盗まれたら
警察へ盗難届を

《駐輪場改修工事にご協力をお願いします》

皆さんに安心して施設をご利用いただけるよう、老朽化した駐輪場の改修工事を順次行っています。

工事の内容によっては、利用制限や代替駐輪場への移動等のご協力をお願いすることがあります。

ご利用の皆さんにはご不便をおかけすることとなりますが、ご理解ご協力の程よろしくお願いします。

※工事の詳細は、各駐輪場の掲示板で随時ご案内します。

《土地の有効活用で、駐輪場を経営してみませんか》

市では、放置自転車を防止するため、駅周辺で駐輪場用地の確保に努めていますが、十分に確保できていないのが実情です。

駅周辺に土地をお持ちで、「土地を有効活用したい」「駐輪場を経営したい」という人を求めています。駐輪場の経営・補助制度についてのご質問、ご相談等はお気軽に交通政策課までお問い合わせください。